

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

- 宮城県議会臨時会の招集 (財政課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定)の一部改正(二件) (水産業基盤整備課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 二
- 土地改良区役員の退任の届出 (北部地方振興事務所) 二
- 人事委員会
- 人事委員会規則二一八(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)の一部を改正する規則 三

## 告 示

- 宮城県告示第五百九十八号  
次の事件のため、令和二年七月二十一日、宮城県議会臨時会を仙台市に招集する。  
令和二年七月十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 令和二年度宮城県一般会計補正予算  
○宮城県告示第五百九十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
一般財団法人宮城県 成人病予防協会附属 仙台循環器病センタ 1	仙台市青葉区泉中央一丁目六 番十二号	令和二年七月十二日	令和五年七月十二日

## ○宮城県告示第六百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇八〇〇二三九	ショートステイ なみ 角田市角田字南九十 三番地一	短期入所	一般社団法人 共生型支援セ ンター	令和二年七月 一日

## ○宮城県告示第六百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇九〇〇〇二二	社会福祉法人多賀 城市社会福祉協議会 多賀城市中央二丁目 一番一号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	社会福祉法人 多賀城市社会 福祉協議会	令和二年六月 三十日

〇四二一六〇〇〇四二一	エムツー訪問介護ステーション富谷 富谷市日吉台二丁目二四番六号	同行援護	エムツー訪問介護ステーション富谷	令和二年六月三十日
-------------	---------------------------------	------	------------------	-----------

〇宮城県告示第六百二二号  
 平成十三年宮城県告示第九百五十八号（漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定）の一部を次のように改正し、令和二年七月十四日から施行する。  
 令和二年七月十四日

表浦の浜漁港の項中  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

泊地	浦の浜防波堤横泊地	気仙沼市田尻地先のうち別図に示す延長二五メートル及び幅員四〇メートル
泊地	浦の浜岸壁横泊地	気仙沼市浦の浜地先のうち別図に示す延長一〇メートル及び幅員四〇メートル
泊地	磯草B防波堤横泊地	気仙沼市磯草地先のうち別図に示す延長一二メートル及び幅員一〇メートル

を

泊地	浦の浜岸壁横泊地	気仙沼市浦の浜地先のうち別図に示す延長一二メートル及び幅員四〇メートル
泊地	磯草B防波堤横泊地	気仙沼市磯草地先のうち別図に示す延長一二メートル及び幅員一〇メートル
泊地	①浦の浜棧橋横泊地	気仙沼市田尻地先のうち別図に示す延長三〇メートル及び幅員一〇メートル
泊地	②浦の浜棧橋横泊地	気仙沼市田尻地先のうち別図に示す延長三〇メートル及び幅員一〇メートル
泊地	③浦の浜棧橋横泊地	気仙沼市田尻地先のうち別図に示す延長四〇メートル及び幅員一〇メートル

に改める。

〇宮城県告示第六百三三三号  
 平成十三年宮城県告示第九百五十八号（漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。  
 令和二年七月十四日

表桃ノ浦漁港の項中  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

〔泊地〕 東防波堤横泊地 〔石巻市桃浦地先のうち別図に示す延長三〇〕

泊地	西防波堤横泊地	メートル及び幅員二〇メートル
泊地	東防波堤横泊地	石巻市桃浦地先のうち別図に示す延長六〇メートル及び幅員二〇メートル

を

泊地	東防波堤横泊地	石巻市桃浦地先のうち別図に示す延長九〇メートル及び幅員二〇メートル
----	---------	-----------------------------------

に改める。

〇宮城県告示第六百四四号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和二年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 女川町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
 魚つき
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
    - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 女川町（次の図に示す部分に限る）
    - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 〇宮城県告示第六百五五号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、美里東部土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。  
 令和二年七月十四日

退任した者

宮城県北部地方振興事務所  
所 長 富 田 政 則

令和二年六月三十日	退任年月日	氏 名	住 所	役職名
扇 玄			遠田郡美里町字化粧坂十三番地	監事

### 人事委員会

人事委員会規則二一八（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十四日

宮城県人事委員会

委員長 千葉裕一

○人事委員会規則二一八一

人事委員会規則二一八（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十八号）に基づき、人事委員会規則二一八（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を次のように改正する。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。